

しぶや高齢者のしおり（令和6年10月版）正誤表・変更表

令和7年4月1日現在

正誤表

頁	訂正箇所	誤	→	正
7 ～ 22	介護保険と区の主な福祉サービス	訪問サービスA 通所サービスA 通所サービスC		訪問型サービスA 通所型サービスA 通所型サービスC
54	後期高齢者医療制度による医療 医療機関等にかかるときの自己負 担の割合 判定基準	以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に課税所得 が28万円以上145万円未満の方がい る ②「年金収入」+「その他の合計金額の 合計額が ・被保険者が1人………200万円以 上 ・被保険者が2人以上…320万円以上		以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に課税所 得が28万円以上145万円未満の方 がいる ②「年金収入」+「 その他の合計所得 金額の合計額 」が ・被保険者が1人………200万円以 上 ・被保険者が2人以上…320万円以上

お問合せ先変更一覧

頁	変更箇所	変更前の内容	→	変更後の内容
3	区民相談 ①～⑦	広報コミュニケーション課 広聴相談係 ☎ 3463-1290		広報コミュニケーション課 広聴相談係 ☎ 3463-1290 (予約申込先) ・渋谷区公式LINE ・渋谷区コールセンター ☎3463-1211
3	区民相談 ⑧人権擁護相談	広報コミュニケーション課 広聴相談係 ☎ 3463-1290		インクルーシブシティ推進課 インクルーシブシティ推進係 ☎3464-3395
48 ～ 49	・生活福祉資金の貸付 ・不動産担保型生活資金の貸付 ・紙おむつ購入費の助成	渋谷区社会福祉協議会 地域共生推 進課 地域福祉係 ☎ 5457-2200 (宇田川町1-1)		渋谷区社会福祉協議会 地域支援事 業課 地域福祉係 ☎ 5457-2200 (宇田川町1-1)
49 ～ 50	・車いすの貸し出し ・ふれあい・いきいき サロン ・やすらぎサービス（住民参加型 在宅福祉サービス）	渋谷区社会福祉協議会 地域共生推 進課 地域支援係 ☎ 6452-5024 (宇田川町1-1)		渋谷区社会福祉協議会 地域支援事 業課 地域支援係 ☎ 6452-5024 (宇田川町1-1)

変更表

項目	変更箇所	変更前の内容	変更後の内容
3	区の相談窓口 区民相談	毎日の生活の中で、いろいろな心配やトラブルなどに遭遇したとき、専門の相談員がご相談に応じます。お気軽にご利用ください。（①～⑥は渋谷区公式LINE、または電話から予約してください。）	毎日の生活の中で、いろいろな心配やトラブルなどに遭遇したとき、専門の相談員がご相談に応じます。お気軽にご利用ください。（①～⑦は渋谷区公式LINE、または電話から予約してください。）
3	区の相談窓口 区民相談	⑦ 行政相談 年金、国税など国の仕事にかかる要望、苦情など ⑧ 人権擁護相談 不当な扱い、いやがらせなど人権侵害と思われることについての相談	⑦ 暮らしに関するお金の相談 各種優遇制度を活用した資産形成・運用、資産管理、相続対策 ⑧ 行政相談 年金、国税など国の仕事にかかる要望、苦情など ⑨ 人権擁護相談 不当な扱い、いやがらせなど人権侵害と思われることについての相談 ※⑨についての問い合わせはインクルーシブシティ推進課にお願いいたします。
5	地域包括支援センター	ケアコミュニティ・原宿の丘 神宮前3-12-8 TEL : 3423-2112 FAX : 3423-2110 (令和7年3月 はあとぴあ原宿に移転予定)	はあとぴあ原宿 神宮前3-18-37 TEL : 3423-2112 FAX : 3423-2110
10	保険料の決め方	【令和6(2024)年度～令和8年(2026)年度 介護保険料一覧表	【令和6(2024)年度 一覧表】
16	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）で利用できるサービス	介護予防・生活支援サービス事業 通所サービスC（アクシブ）：リハビリ専門職などによる短期集中リハビリトレーニングです	サービス・活動事業 通所型サービスC（アクシブ）：リハビリ専門職などによる短期集中予防サービスです
20	高額介護（予防サービス費）・高額介護予防サービス費相当事業費 所得区分：住民税非課税世帯	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 ・老齢福祉年金受給者	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80.9万円 超 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80.9万円 以下 ・老齢福祉年金受給者
	高額医療合算介護（予防）サービス費	高額医療合算介護（予防）サービス費	高額医療合算介護（予防）サービス費・ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費

項目	変更箇所	変更前の内容	変更後の内容
21	居住費と食費の負担限度額 対象者および利用者負担限度額 認定の段階 所得区分：世帯全員が非課税者	合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が80万円以 下の人	合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が 80.9万円 以下の人
		合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が80万円超 120万円以下の人	合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が 80.9万円 超120万円以下の人
22	介護保険サービス等利用者負担 額助成制度（渋谷区独自の軽 減策） 対象となるサービス	⑯国基準相当訪問型サービス、⑯国基 準相当通所型サービス、⑯区独自基準 訪問型サービスA、⑯区独自基準通所 型サービスA	⑯国基準訪問サービス、⑯国基準通所 サービス、⑯訪問型サービスA、⑯通所 型サービスA
28	寝具乾燥 費用	・乾燥 1回460円 ・丸洗い 1回540円	・乾燥 1回 490円 ・丸洗い 1回 580円
28	高齢者見守りサービス（新規）	<p>高齢者見守りサービス 【内容】 見守り機能を備えたIoT機能を自宅に取り付けることで、離れて暮らす家族などのスマートフォンから安否を確認することができます。</p> <p>【対象】 65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の方</p> <p>【費用】 初期費用および12か月分の月額利用料は無料</p> <p>【お問合せ先】 高齢者福祉課 サービス事業係 ☎3463-1873</p>	
31	ものわすれのしおり（認知症ケアパス）	ものわすれのしおり（認知症ケアパス）	認知症ケアパス
31	認知症疾患医療センター	<p>東京女子医科大学附属 成人医学センター 電話 03-3499-1917 相談受付時間 月～金9時～17時 土 9時～12時 ※第3土は休診 診察時間 月～金9時～17時 第1・2・5土 9時～12時 所在地 渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー20階</p>	<p>代々木駅前脳神経内科・内科クリニック 電話 03-6258-2816 診療時間 月・水・木10時～13時 14時～18時 火 10時～13時 金 10時～12時 第1・3土10時～13時 14時～17時 所在地 渋谷区代々木1-35-1 プレンジ代々木3階</p>
34	介護職員実務研修受講料補助	前年度以降に介護職員実務研修課程を修了し、その修了証明書の交付を受けた人（ 令和3年度のみ当該年度以降 ）	
40	渋谷ハチコウ大学クラブ活動 内容	パソコン、英会話、フラダンスなど	パソコン、 きちんとコーラス 、フラダンスなど

頁	変更箇所	変更前の内容	変更後の内容
40	スマホサロン 場所、会場	新橋出張所 (毎週月曜日 13:30~16:30) 上原社会教育館 (毎週水曜日 9:30~11:30) 幡ヶ谷社会教育館 (毎週金曜日 9:30~11:30)	地域交流センター新橋 (毎週月曜日 13:30~16:30) 上原社会教育館 (毎週水曜日 9:00~12:00) 地域交流センター本町 (毎週金曜日 13:30~16:30) ※第3金曜日は実施無し
53	後期高齢者医療制度による医療 (追記)	●資格確認書 「後期高齢者医療資格確認書」が一人に1枚交付されます。資格確認書は原則2年間有効です。 2年ごとに更新しますが、資格確認書の記載事項（一部負担金の割合等）に変更があった場合は、そのつど更新します。 ※令和7年度はマイナンバーカードと、健康保険証を一体化する関係で、有効期限が1年間です。	
55	後期高齢者医療制度による医療 保険料	別表をご覧ください。	
57	後期高齢者医療制度による医療 医療費が高額になったとき（高額 療養費） 表1【1か月の自己負担限度額】	負担割合：2割 6,000円 + (10割分の医療費 - 30,000円) × 10% または18,000円のいずれか低い方 (144,000円※2)	負担割合：2割 18,000円 (144,000円※2)
		※1 区分 I … ア 住民税非課税世帯 であり、世帯全員が年金収入80万円以 下でその他の所得がない方	※1 区分 I … ア 住民税非課税世帯 であり、世帯全員が年金収入 80.67万 円 以下でその他の所得がない方
58	後期高齢者医療制度による医療 療養費	・やむを得ず被保険者証を持たずに診療 を受けたとき ・医師が必要と認める、はり師、灸師、あ んまマッサージ指圧師の施術を受けたとき (後期高齢者医療を取り扱う接骨院な どで施術を受けた場合は、被保険者証を 提示することにより、一部負担金を支払 うだけで済みます)	・やむを得ず 資格確認書またはマイナ保 険証 を持たずに診療を受けたとき ・医師が必要と認める、はり師、灸師、あ んまマッサージ指圧師の施術を受けたとき (後期高齢者医療を取り扱う接骨院な どで施術を受けた場合は、 資格確認書 またはマイナ保険証 を提示することによ り、一部負担金を支払うだけで済みま す)
58	後期高齢者医療制度による医療 葬祭費	渋谷区から「後期高齢者医療被保険者 証」の交付を受けていた人が亡くなったと きは、葬儀を行なった人に対して、葬祭 費70,000 円（後期高齢者医療制度 5万円、渋谷区独自給付2万円）が支 給されます。	後期高齢者医療制度に加入してい た人が亡くなったときは、葬儀を行なった人 に対して、葬祭費70,000 円（後期高 齢者医療制度5万円、渋谷区独自給 付2万円）が支給されます。

頁	変更箇所	変更前の内容	変更後の内容
60	予防接種（新規）	<p>帯状疱疹予防接種</p> <p>【対象】</p> <p>過去に帯状疱疹ワクチン（生ワクチン、不活性ワクチン）を接種完了していない、 （1）または、（2）に当てはまる人</p> <p>（1）年度の末日（3月31日）現在、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、 90歳、95歳、100歳の人</p> <p>※令和7（2025）年度に限り、100歳以上も対象</p> <p>※令和12（2030）年度からは65歳の人のみ対象になる予定</p> <p>（2）60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人 （身体障害者手帳1級程度の人）</p> <p>※（1）の人には、4月中旬に予防接種予診票とお知らせを送付します。ただし、 区の助成制度の申込履歴がある人はお知らせのみお送りします。</p> <p>※未接種の場合でも、一度対象になった人は今後対象になることはありません。</p> <p>※対象となる年度においてのみ、定期接種としての公費助成が受けられます。</p> <p>【お問合せ先】</p> <p>地域保険課 予防接種係 ☎ 3463-1412</p>	
63	高齢者住宅 借上げ高齢者住宅（一部終了）	<p>高齢者のために、設備面での配慮をした住宅（単身者用／世帯用）を、民間から借上げるなどして供給しています。現在区内には、本町2丁目（世帯用3戸）、 笹塚2丁目（単身者用6戸／世帯用2戸）、ライフピア西原（単身者用11戸／ 世帯用9戸）の3棟があります。</p> <p>※本町2丁目、笹塚2丁目の借上げ高齢者住宅の管理は終了いたしました。</p>	
79	地域包括支援センター	<p>[ケアコミュニティ・原宿の丘] 地域包括支援センター 神宮前3-12-8 ☎ 3423-2112 （令和7年3月はあとぴあ原宿に移転予定）</p>	<p>[はあとぴあ原宿] 地域包括支援センター 神宮前3-18-37 ☎ 3423-2112</p>

◎55ページ後期高齢者医療制度による医療保険料

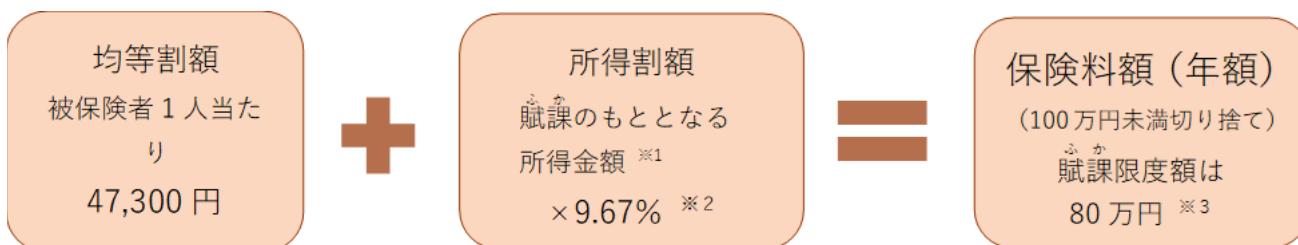
変更前

●保険料

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、他道府県から転入した方は、その月から月割りで保険料を計算します。

〈令和6（2024）・7（2025）年度保険料〉



※1 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

※2 令和6年度の所得割率は、激変緩和措置により、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は8.78%、58万円を超える方は9.67%となります。なお、令和7年度は全ての被保険者の方の所得割率が9.67%となります。

※3 次の方は令和6年度に限り、激変緩和措置により、賦課限度額が73万円になります。

①昭和24年3月31日以前に生まれた方

②障害の認定を受け、被保険者の資格を有している方（障害の認定を受けていた方が、令和6年4月1日以降に75歳になった後に、障害の認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く）。

●保険料の軽減

〈均等割額の軽減（令和6（2024）・7（2025）年度）〉

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

表1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+（年金または給与所得者の合計数-1）×10万円以下	7割
43万円+（年金または給与所得者の合計数-1）×10万円+29.5万円×（被保険者数）以下	5割
43万円+（年金または給与所得者の合計数-1）×10万円+54.5万円×（被保険者数）以下	2割

※65歳以上（令和6年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

※軽減判定は、当該年度の4月1日（年度途中に東京都で資格取得した方は資格取得時）時点の世帯状況により行います。

※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

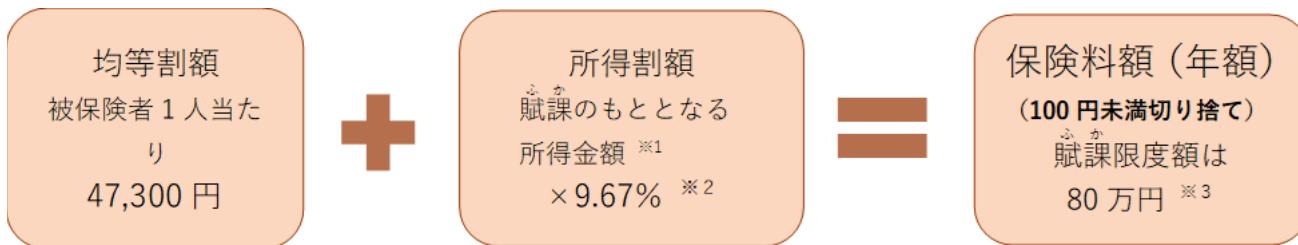
変更後

●保険料

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、他道府県から転入した方は、その月から月割りで保険料を計算します。

〈令和7（2025）年度保険料〉



※1 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

※2 激変緩和措置の終了に伴い、令和7年度は全ての方の所得割率が9.67%になります。

※3 激変緩和措置の終了に伴い、令和7年度は全ての方の賦課限度額が80万円になります。

●保険料の軽減

〈均等割額の軽減（令和7（2025）年度）〉

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

表1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円以下	7割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + 30.5万円 × (被保険者数)以下	5割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + 56万円 × (被保険者数)以下	2割

※65歳以上（令和7年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

※軽減判定は、当該年度の4月1日（年度中に東京都で資格取得した方は資格取得時）時点の世帯状況により行います。

※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。